



表紙 | 簡単に儲かるってホント？

2,3頁 | 「簡単に儲かる」とうたう情報商材に注意！
うまい話はありません

4頁 | こんな活動やってます

H30.10/12・10/13 みんなの消費生活展の様子



簡単に儲かるってホント？



先輩！今日はいつもよりご機嫌ですね！
なにかあったんですか？

おー、後輩！昨日インターネットで1分間に
1万円稼げるっていう広告を見つけてね！
ちょっとやってみようかと思って。



1分間で1万円ですか？すると1時間で60万円…
夢のような話じゃないですか！だけど、なんだか
難しいことをするんじゃないですか？

広告を見ると、簡単にできるって書いてあってさ！
稼ぎ方はUSBメモリに情報が入っていて、それを
購入すればすぐにできるらしいよ！



USBメモリを購入すれば、簡単に稼ぐことができ
るんですか？すごく魅力的じゃないですか！
僕もやってみようかな～

ちょっと待って！本当に稼ぐことができた
ら、みんなやってるわよ！次ページに消費生
活センターに寄せられた相談が載っているか
ら、これを見て冷静になりなさい。



はい!!



「簡単に儲かる」とうたう

情報商材に注意

うまい話は ありません



「『何もしなくても毎月高額収入』などのインターネット広告を見て、情報商材を契約したが、説明と違って儲からなかった。」との相談が、20代から80代までの幅広い年代から多く寄せられています。トラブルにあわないために、事例や注意点を紹介します。



インターネットなどをおして、副業や投資などでお金が簡単に儲かるとうたって販売されている情報のことです。

USBメモリや動画配信などにより情報が提供されます。



事例 ① 仮想通貨とFXの自動売買で儲かるはずが・・・

「仮想通貨^(※1)とFX^(※2)の自動売買の仕組みで毎日7万円を365日受け取ることができる。さらに毎日複利で60%増える。」とのメッセージアプリの動画広告を見て、簡単に儲かるならと思い情報商材を契約した。クレジットカードで27万円を支払い、自動売買のために専用の口座を開設しようとしたが、開設方法が分からない。販売業者に問合せでも対応してくれない。[40代女性]



※1 仮想通貨とは、インターネット上でやり取りされる通貨のような機能を持つ電子データ。日本円のように国がその価値を保証している「法定通貨」とは異なる。
※2 FX取引とは、証拠金(保証金)を業者に差し入れ、差し入れた証拠金の何倍もの額の外国通貨の取引をするもの。

事例 ② 情報商材が役に立つ内容ではなかったので解約したい

画像専用SNSで「会員に選ばれた。SNSに写真を投稿して稼ぐ話を聞いてほしい。」とのメッセージが届き、直接会って話を聞いた。「SNSで人集めをするノウハウを学び、集まった人を販売業者に紹介すれば、1人につき1万円の報酬が得られる。紹介した人がさらに別の人を誘うので、1年後には300万円以上の収入が得られる。」と説明され、クレジットカードで7万円を支払い、人集めのノウハウが分かるという情報商材を契約したが、内容が当たり前の話ばかりで役に立つと思えない。解約したい。[20代男性]

事例 ③ 5回も情報商材の契約をしたがまったく儲からない

「毎日1万円の収入を最低保証。海外FXの口座を作るだけ。」とのインターネット広告を見て、情報商材を申し込み、約30万円をクレジットカードで支払った。その後、1回目の情報商材よりも利率が高くなるという広告を見て、2回目の契約をした。さらに「5人しか契約できない情報商材がある。既に4人が契約していて、最初に契約した人は100万円儲かった。」と販売業者から電話があり、3回目の契約をしたほか、合計5回も契約をして情報どおり実行したが、まったく儲からない。[50代男性]



① 「簡単に高額な収入が得られる」などとうたう情報商材の広告をうのみにして契約しない

事例のように、「広告を信用して情報商材を契約したが儲からなかった」「まったく役に立たない情報だった」との相談が多数寄せられています。また、「初めの情報商材は安かったが、その後、高額な情報商材の契約を勧められた」との相談もあります。簡単に大金を稼げる「うまい話」はありません。

② 契約を急がせる販売業者に注意する

広告に「限定50名様」と掲載したり、事例3のように「あと1人」と契約を急がせる販売業者は要注意です。

③ クレジットカードでの高額な支払いや借金をしてまで契約しない

販売業者から「すぐに元が取れるから大丈夫。」と言われ、クレジットカードでの高額な支払いや消費者金融からの借金を勧められるケースが多く見受けられます。「100%返金保証」などと説明されても、安易に信用しないようにしましょう。儲かるどころか、クレジットカードや借金の返済だけが残ることになりかねません。

④ トラブルや不安になったときは、消費生活センターに相談を！

契約した後でも、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があるので、早めに消費生活センターに相談しましょう。また、情報商材の契約について不安になったときもご相談ください。

活動やっています

食堂トレーに高齢者等の見守りの呼びかけを表示！

高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、市役所6階にある食堂のトレーに啓発シールを貼付け、見守りのPRを行っています。

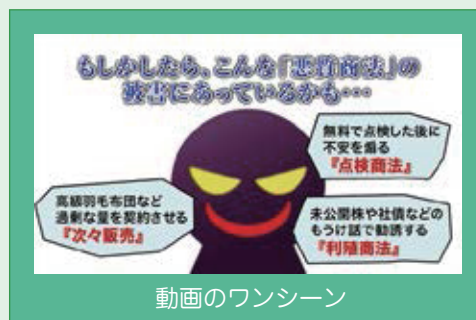
消費者被害を防ぐためには、ご本人だけが気をつけるだけでなく、家族や近所の方など周りの方々による「見守り」が非常に重要になります。どんなシールが気にな方はぜひ食堂にお立ち寄りください。



YouTube(ユーチューブ)で啓発動画を見られます！

「あなたの周りにこんな高齢者いませんか？」というタイトルでYouTubeや相模原チャンネルから啓発動画を見ることができます。

今年は、JR横浜線や神奈中バスの車内でも放映しました。



動画のワンシーン



消費生活に関わる安全・安心情報をお届け！ 相模原市消費生活メールマガジン

頻発している
悪質商法
の情報

製品事故や
リコール
情報

消費生活
イベント
情報

その他
消費生活
情報



パソコンや携帯電話のメールアドレスをご登録いただいた方に、悪質商法や製品事故などの消費生活に関する情報を、週1回程度、メールでお知らせします。

- ① QRコードから読み込んだアドレスへ空メール
- ② 届いた本登録用のメールから登録フォームにアクセス
- ③ 必要事項(年代・性別・お住まいの地域)を入力
- ④ 登録ボタンを押す

消費生活
相談窓口
のご案内

消費生活総合センター

☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内(JR相模原駅 セレオ相模原4階)

相談日時：毎日(年末年始を除く) 午前9時～午後4時

※第2・第4金曜日は午後6時まで
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません